

# 看護師等の労働者派遣の運用の適切な履行確保のための 指導監督の実施結果について

職業安定局需給調整事業課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# 概要

令和3年度に施行された改正政令（へき地の医療機関への看護師、准看護師、薬剤師、臨床検査技師及び診療放射線技師の派遣及び社会福祉施設等への看護師の日雇派遣を可能とするもの）及び改正省令（へき地以外のワクチン接種会場及び臨時の医療施設への看護師・准看護師の派遣を期間限定で可能とするもの）の適切な履行確保を図ることを目的とした指導監督の実施結果について（※速報値）

## ○ 対象者

- ・ 派遣元事業所：421事業所（同一法人の別事業所を含む）

※令和3年6月1日現在の労働者派遣事業報告において「看護師」「准看護師」「日雇派遣労働者（看護業務）」の実績がある派遣元事業所等

## ○ 実施期間

- ・ 令和4年5月12日～7月12日

# ワクチン接種会場への看護職員派遣（へき地含む）に係る指導監督

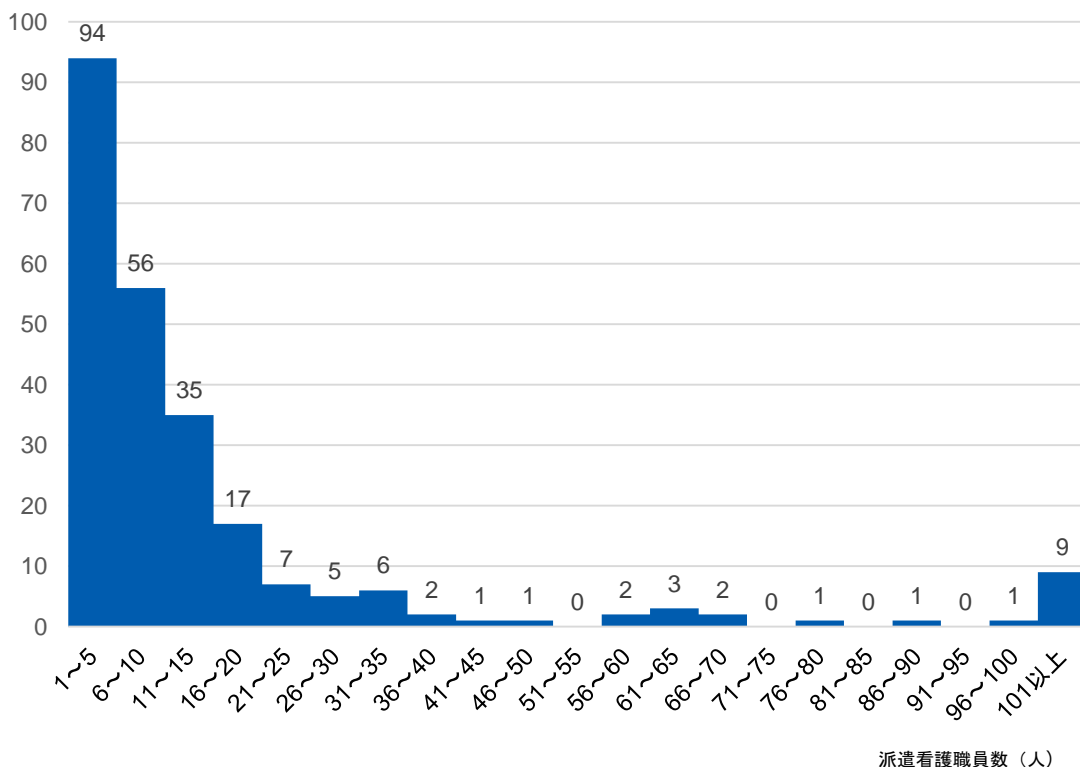
## 1. 概要

※令和4年4月1日時点における状況（以下、2も同じ。）

- ・派遣元事業所数：82
- ・派遣先数：243

## 2. 一の派遣先に派遣される派遣看護職員数

(派遣先数) (n=243)



## 3. 指導監督の際の確認事項

- ・派遣契約締結に当たり、派遣先から業務の内容等について事前に聴取し、派遣先のニーズに応じた労働者の選定に努めているか
- ・事前研修の実施について、派遣先に確認するとともに、必要な範囲で協力しているか
- ・派遣先において派遣される看護職員に対するコロナワクチン接種が円滑に行われるよう、必要な範囲で協力しているか
- ・労働者派遣契約を締結する際に、損害賠償を含む責任の所在について明確にするよう努めているか
- ・派遣労働者からの相談・苦情等に適切かつ迅速に対応する体制を整え、派遣先との連携を密にすること等により、接種会場においてコロナワクチン接種が円滑に行われるよう努めているか 等

## 4. 指導事項

- ・特段無し

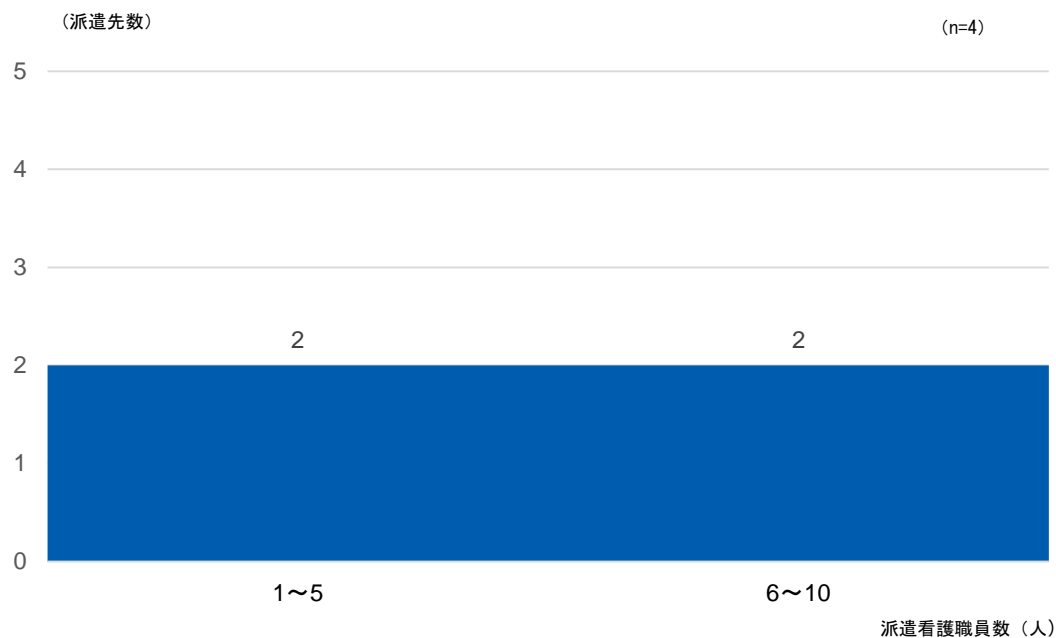
# 臨時の医療施設への看護職員派遣（へき地含む）に係る指導監督

## 1. 概要

※令和4年4月1日時点における状況（以下、2も同じ。）

- ・派遣元事業所数：4
- ・派遣先数：4

## 2. 一の派遣先に派遣される派遣看護職員数



## 3. 指導監督の際の確認事項

- ・派遣契約締結に当たり、派遣先から業務の内容等について事前に聴取し、派遣先のニーズに応じた労働者の選定に努めているか
- ・事前研修の実施について、派遣先に確認するとともに、必要な範囲で協力しているか
- ・労働者派遣契約を締結する際に、損害賠償を含む責任の所在について明確にするよう努めているか
- ・派遣労働者からの相談・苦情等に適切かつ迅速に対応する体制を整え、派遣先との連携を密にすること等により、臨時の医療施設における看護職員の業務が円滑に行われるよう努めているか 等

## 4. 指導事項

- ・特段無し

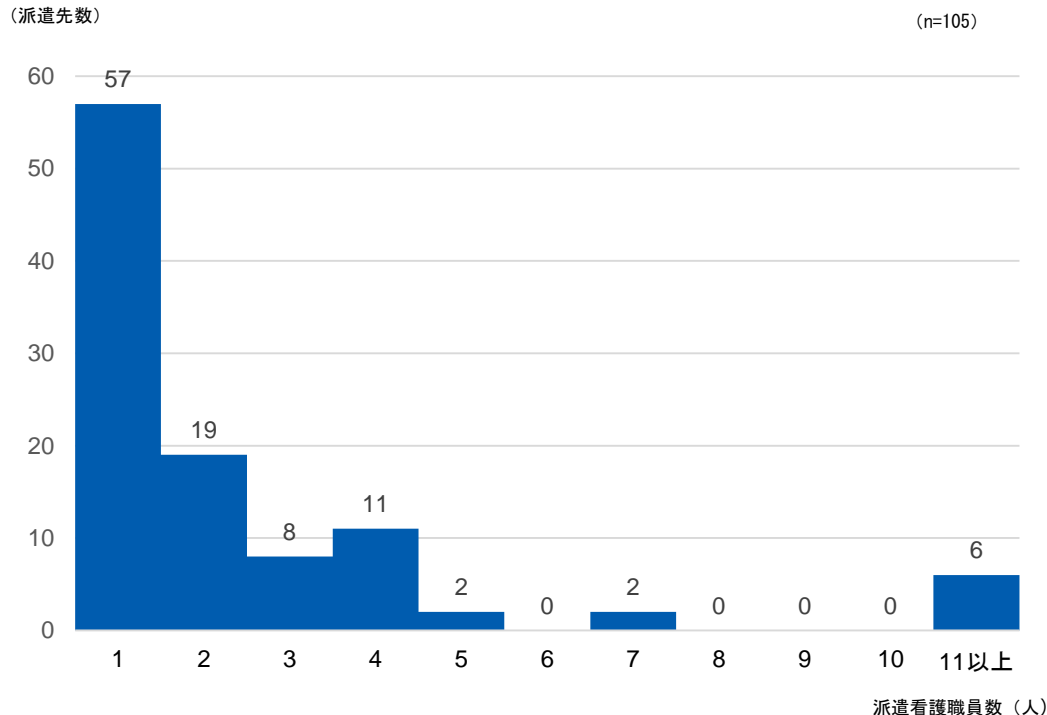
# へき地への看護職員派遣（ワクチン接種会場及び臨時の医療施設を除く）に係る指導監督

## 1. 概要

※令和4年4月1日時点における状況（以下、2も同じ。）

- ・派遣元事業所数：20
- ・派遣先数：105

## 2. 一の派遣先に派遣される派遣看護職員数



## 3. 指導監督の際の確認事項

- ・派遣契約締結に当たり、派遣先から業務の内容等について事前に聴取し、派遣先のニーズに応じた労働者の選定に努めているか
- ・派遣就業期間中、派遣先と連携し、派遣先において、派遣先の地域固有の状況等に、より即応した内容・形態等の研修を必要に応じて行うなど、へき地において診療の補助等の業務が円滑に行われるよう教育訓練の機会の確保に努めているか
- ・労働者派遣契約を締結する際に、損害賠償を含む責任の所在について明確にするよう努めているか
- ・派遣労働者からの相談・苦情等に適切かつ迅速に対応する体制を整え、派遣先との連携を密にすること等により、へき地において医療関連業務が円滑に行われるよう努めること 等

## 4. 指導事項

- ・派遣就業前の事前研修が適切に実施されていなかった（3件） 等

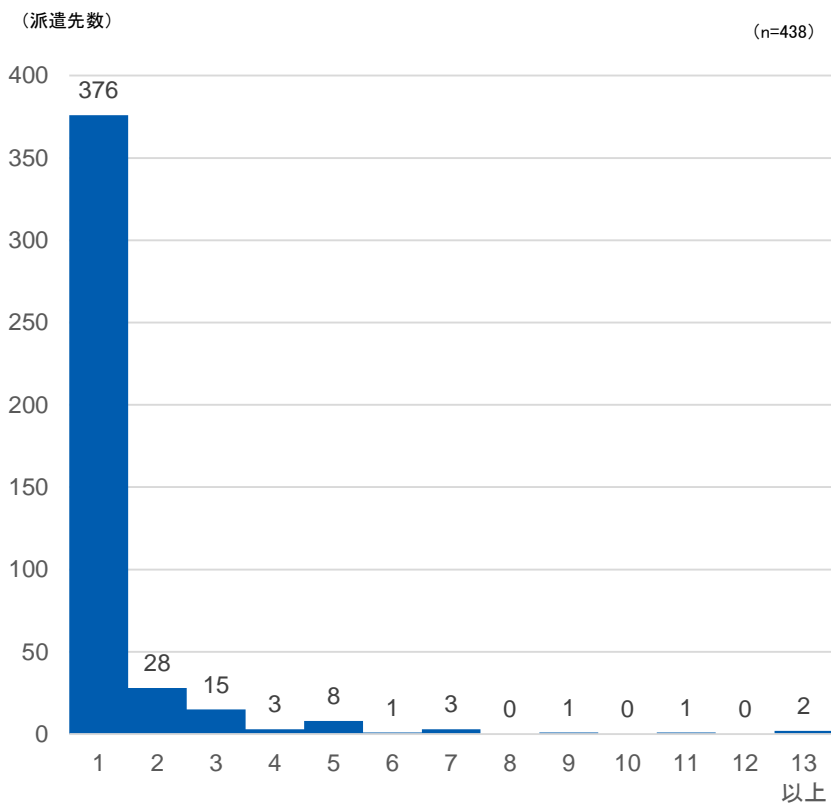
# 社会福祉施設等への看護師の日雇派遣に係る指導監督

## 1. 概要

※令和4年4月1日時点における状況（以下、2、3も同じ。）

- ・派遣元事業所数：50
- ・派遣先数：438

## 2. 一の派遣先に派遣される派遣看護師数



派遣看護師数 (人)

## 3. 派遣先施設の種類の

(n=438)

	事業所数
①介護サービス(訪問系)	146(33.3%)
②介護サービス(通所系)	219(50.0%)
③介護サービス(施設系)	51(11.6%)
④障害福祉サービス(訪問系)	0
⑤障害福祉サービス(通所系)	3(0.7%)
⑥障害福祉サービス(施設系)	3(0.7%)
⑦児童福祉施設	2(0.5%)
⑧その他	14(3.2%)

## 4. 指導監督の際の確認事項

- ・日雇派遣看護師の業務を、利用者の日常的な健康管理の範囲内とし、その内容をできるだけ具体的に定めているか 等

## 5. 指導事項

- ・日雇派遣看護師の知識、技術又は経験について把握するとともに、派遣先となる社会福祉施設等のニーズに応じた、教育訓練の実施等に努めていない(2件)
- ・緊急時の対応について、事前に説明を受けていない(1件)
- ・第三者に損害を与えた場合の責任の所在について、明確化していない(1件)